

# 地方独立行政法人3病院における 次期中期目標・計画の策定及び、現中期計画・年度計画の評価について（案）

・次期中期目標期間 : 令和7年度～令和11年度 [5年間]  
 ・現中期目標期間 : 令和2年度～令和6年度 [5年間]

法人対応業務

県対応業務

項目	実施内容	地独法	時 期														
			R5年度		R6年度					R7年度							
			2月 評価委員会開催(2/19)	7月 評価委員会開催	8月 評価委員会開催	9月	11月 評価委員会開催	12月	1月 評価委員会開催	3月	7月 評価委員会開催	8月 評価委員会開催	9月				
次期中期目標の策定	県は、評価委員会に意見を聴取し、議会の議決を経て、次期中期目標を定め、法人に指示する。	§ 25	・次期中期目標策定にあたっての方向性の確認	・次期中期目標(案)に関する意見①	・次期中期目標(案)に関する意見②		・次期中期目標(案)に関する意見③(最終確認)										
			・次期中期目標(案)の作成	・次期中期目標(案)のパブリックコメントの実施	・次期中期目標(案)の作成	・議決(12月議会) ・次期中期目標の法人への指示											
次期中期計画の策定	法人は、中期目標を達成するための計画を作成し、県の認可を受ける。県は認可をしようとするときは、評価委員会に意見を聴取し、議会の議決を経なければならない。	§ 26 § 83		・次期中期計画(骨子案)の検討	・次期中期計画(案)の検討		・次期中期計画(案)の検討		・次期中期計画に関する意見								
			・次期中期計画(骨子案)の作成	・次期中期計画(案)の作成				次期中期計画の認可申請	・議決(3月議会) ・次期中期計画の認可								
現中期計画の業務実績見込評価	法人は、中期目標期間最終年度の直前年度終了後3月以内に、現中期目標に係る事業見込報告書を県に提出・公表し、評価を受ける。県は、評価結果を法人に通知・公表し、議会に報告する。	§ 28 I ②		・現中期目標期間の業務実績見込み自己評価ヒアリング	・現中期目標期間の業務実績の見込評価案に関する意見												
			・現中期目標期間の業務実績(見込)報告書提出	・評価案の作成	・議会報告(9月議会)												
中期目標期間終了時の検討	県は、現中期計画の業務実績見込評価を行ったときは、中期目標期間終了時まで、評価委員会に意見を聴取し、法人の業務及び組織全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずるとともにその内容を公表する。	§ 30					・終了時の検討(案)に関する意見										
							・終了時の検討(案)の作成										
現中期計画の業務実績評価	法人は、中期目標期間終了後3月以内に、現中期目標に係る事業報告書を県に提出・公表し、評価を受ける。県は、評価結果を法人に通知・公表し、議会に報告する。	§ 28 I ③											・現中期目標期間の業務実績の自己評価ヒアリング	・現中期目標期間の業務実績評価案に関する意見			
													・現中期計画の業務実績報告書提出	・評価案の作成	・議会報告(9月議会)		
年度評価	法人は、各事業年度終了後3月以内に、当該年度に係る事業報告書を県に提出・公表し、評価を受ける。県は、評価結果を法人に通知・公表し、議会に報告する。法人は、評価結果を中期計画及び年度計画並びに業務運営に反映・公表。	§ 28 I、§ 29		・R5年度業務実績の自己評価ヒアリング	・R5年度業務実績の評価案に関する意見								・R6年度業務実績の自己評価ヒアリング	・R6年度業務実績の評価案に関する意見			
			・R5年度計画の業務実績報告書提出	・評価案の作成	・議会報告(9月議会)								・R6年度計画の業務実績報告書提出	・評価案の作成	・議会報告(9月議会)		